

船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の介護保険施設等（以下「施設等」という。）における介護職員の確保を図るとともに、施設等が外国人に対する研修体制等を充実させることで、将来的に広く外国人人材を受け入れる際等の体制整備の促進を図ることを目的とし、施設等がE P A（経済連携協定）に基づく介護福祉士候補者の受入れを行う事業に係る初期費用の一部について市が補助金を交付するにあたり、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) E P A介護福祉士候補者 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は「平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する外国人介護福祉士候補者をいう。
- (2) 国際厚生事業団 公益社団法人国際厚生事業団（J I C W E L S）をいう。
- (3) 受入れ機関 E P A介護福祉士候補者の受入れを希望し、又は受入れを行っている法人をいう。
- (4) 受入れ施設 E P A介護福祉士候補者が就労する予定であり、又は就労している次に掲げる施設であって市内に所在するものをいう。
 - ア 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム又は同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
 - イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う施設
 - ウ 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (5) 送り出し調整機関 インドネシア在外労働者保護庁（B P 2 M I）、フィリピン移

住労働者庁（DMW）及びベトナム労働・傷病兵・社会問題省海外労働局（DOL AB）をいう。

(6) 求人申込年度 受入れ機関が国際厚生事業団に対して求人登録申請を行う年度をいう。

(7) 受入れ年度 原則として求人申込年度の翌年度であり、EPA介護福祉士候補者が受入れ施設において就労を開始する年度をいう。

（補助対象事業等）

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の対象となる事業は、受入れ機関が、受入れ施設においてEPA介護福祉士候補者の受入れを行う事業とする。

2 前項の事業は、求人申込年度及び受入れ年度に区分するものとする。

3 補助金は、次の各号のいずれかに該当する場合に交付する。

(1) 求人申込年度にあつては、マッチングが成立した場合

(2) 受入れ年度にあつては、EPA介護福祉士候補者が就労を開始した場合（専らEPA介護福祉士候補者の事由により就労を開始できなかった場合であつて、市長が認めるときを含む。）

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第2号に掲げる要件にあつては、市長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 受入れ施設を運営する受入れ機関であること。

(2) 船橋市税に滞納が無いこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、受入れ機関がEPA介護福祉士候補者の受入れを行う際に要する初期費用（EPA介護福祉士が受入れ施設において就労を開始するまでに要する費用をいう。）のうち、次に掲げる費用であつて、国際厚生事業団又は日本語研修機関に対し支払うもの（国際厚生事業団を通し送り出し調整機関等に支払う費用を含む。）とする。

(1) 求人申込手数料

(2) 現地合同説明会参加に係る一部負担金

(3) あっせん手数料

- (4) 滞在管理費（E P A介護福祉士候補者の入国初年度に係るものに限る。）
- (5) 送り出し調整機関に対する手数料及び送り出し国の健康診断実施機関への支払い金
- (6) 介護導入研修に係る費用
- (7) 日本語研修の一部負担金
- (8) その他前各号に掲げる費用に準ずる費用として市長が認める費用

2 補助金は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に掲げる期間に要した前項に掲げる費用を対象として交付する。

- (1) 求人申込年度 求人申込手数料の支払いからマッチングの成立まで（当該年度においてマッチングの成立後に対象経費の支払いが発生する場合には、当該費用の支払日まで）
- (2) 受入れ年度 当該年度における最初の対象経費の支払いからE P A介護福祉士候補者の就労開始まで

3 第1項に掲げる経費のうち、補助金の対象となる範囲の額（以下「補助基準額」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号に掲げる経費 一の受入れ施設につき2か国（当該受入れ施設において補助金の対象となるE P A介護福祉士候補者の出身国に限る。）分までに係る費用の額
- (2) 第1項第3号から第7号までに掲げる経費 一の受入れ施設につき2名分までに係る費用の額
- (3) 第1項第8号に掲げる経費 前2号に掲げる額に準じて市長が定める額（補助金の算定方法）

第6条 補助金の交付額は、前条第3項に規定する補助基準額に係る実支出額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- (1) 国際厚生事業団に提出した次に掲げる書類の写し（受入れ年度の申請の場合にあつ

ては、求人申込年度に係るものとする。)

ア 求人登録申請書

イ 求人票

ウ 受入れ施設説明書

エ 介護研修計画書

オ 研修実施体制説明書

(2) 受入れ年度に係る申請の場合にあつては、マッチングが成立したことを確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 求人申込年度 当該年度の5月末日

(2) 受入れ年度 対象経費のうち当該年度における最初の費用を支払う日又は当該年度の5月末日のいずれか早い日

3 申請者は、第1項の規定により申請するにあつて、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定及び条件）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、その内容が適正であるか審査し、適正と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を附するものとする。

(1) 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収支についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。
- (5) 第7条第3項ただし書の規定により交付の申請をしたものについては、補助金の実績報告において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額すること。

（交付決定の通知）

第9条 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びその条件を船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、決定内容又はこれに附された条件に異議があり、当該申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかつたものとみなす。

（承認申請）

第11条 第8条第2項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、事業の成果を記載した船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 領収証その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し
- (2) 求人申込年度にあつては、マッチングが成立したことを確認できる書類
- (3) 受入れ年度にあつては、次に掲げる書類の写し

ア ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書又は外国人雇用状

況の届出書の写し

イ 雇用契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、第5条第2項各号に掲げる期間の末日の属する月の翌月の末日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

3 第7条第3項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の規定による実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、書類の審査等により、その報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金確定通知書（第5号様式）により補助事業者に通知する。

(交付)

第14条 補助金は、第13条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付決定に附した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（第6号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

い。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、求人申込年度が平成29年度以後の第3条第1項に規定する事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付申請書

受入れ機関（法人）名

受入れ機関（法人）住所

代表者職・氏名

船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	受入れに係る年度の別 (該当するものに○)	(1) 求人申込年度 (2) 受入れ年度
対象経費支出予定額			円
補助基準額に係る 支出予定額 <small>(対象経費支出予定額のうち、 要綱第5条第3項に規定する範囲の額)</small>			円
交付申請額 <small>(要綱第6条に規定する方法により算定した額)</small>			円
添付書類		1 受入れ事業実施計画書（別紙1-1） 2 支出予定額内訳書（別紙1-2） 3 次に掲げる書類の写し ア 求人登録申請書 イ 求人票 ウ 受入れ施設説明書 エ 介護研修計画書 オ 研修実施体制説明書 カ マッチングが成立したことを確認できる書類 (受入れ年度に係る申請に限る。) 4 その他 ()	
消費税の適用 に関する事項 (該当するものに☑)		① 補助金交付額の算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めないで補助金交付額を算定 <input type="checkbox"/> 消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定 ② ①で「消費税額を補助対象経費に含めて補助金交付額を算定」 を選択した理由 <input type="checkbox"/> 免税事業者である <input type="checkbox"/> 簡易課税事業者である <input type="checkbox"/> 消費税法別表第3に掲げる法人等であって 特定収入割合が5%を超える <input type="checkbox"/> その他 ()	

(別紙 1 - 1)

受入れ事業実施計画書

受入れ機関 (法人) 名 _____

事業内容

(注) 受入れ施設の名称及び住所、求人登録を行った対象国及び人数、並びにそのうち本補助金の対象とする対象国及び人数 (求人登録を行った人数が2名の場合には省略可) を記載してください。

(別紙 1 - 2)

支出予定額内訳書

受入れ機関 (法人) 名 _____

受入れ施設名 _____

区 分	対象経費 支出予定額(※1) 円	積算内訳	補助基準額に係る 支出予定額 (※2) 円	積算内訳
求人申込手数料				
現地合同説明会 参加に係る一部 負担金				
あっせん手数料				
滞 在 管 理 費				
送り出し調整機 関に対する手 料及び送り出 しの健康診断実 施機関への支 払い金				
介護導入研修に 係る費用				
日本語研修の一 部負担金				
合 計				

(※1) 要綱第5条第1項に規定する費用のうち、申請を行う年度の区分に応じ、同条第2項各号に掲げる期間に要する予定の費用を記載する。

(※2) 対象経費支出予定額のうち、要綱第5条第3項に規定する額を記載する。

上記の積算額は、(税込額 ・ 税抜額) である。

第2号様式

船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付にて申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定したので、
通知します。

補助年度	年度	受入に係る年度の別 (該当するものに○)	(1) 求人申込年度 (2) 受入れ年度
交 付 申 請 額	円		
交 付 決 定 額	円		
交 付 条 件	1 事業の内容又は経費の配分の変更（軽微な変更を除く。） をする場合には、市長の承認を受けること。 2 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受け ること。 3 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が 困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を 受けること。 4 事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ当 該収支についての証拠書類を整理し、これらを事業完了の日 （事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を 受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。 5 船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要 綱第7条第3項ただし書の規定により交付の申請をしたも のについては、補助金の実績報告において当該補助金に係る 消費税仕入控除税額を減額すること。		

(注) 上記の決定に対して異議があるときは、速やかに文書で申請の取下げをすること。

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金事業変更（中止・廃止）申請書

受入れ機関（法人）名

受入れ機関（法人）住所

代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金について、当該補助金事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 変更（中止・廃止）理由

2 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

第4号様式

年 月 日

船橋市長 あて

船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金事業実績報告書

受入れ機関（法人）名
 受入れ機関（法人）住所
 代表者職・氏名

船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱第12条の規定により、
 事業の実施状況を次のとおり報告します。

決定年月日	年月日	番号	第 号
補助年度	年度	完了年月日	年月日
受入れに係る年度の別 (該当するものに○)	(1) 求人申込年度		(2) 受入れ年度
交付決定額	円		
対象経費支出済額	円		
補助基準額に係る 支出済額 (対象経費支出済額のうち、 要綱第5条第3項に規定する 範囲の額)	円		
補助金所要額 (要綱第6条に規定する方法により 算定した額)	円		
添付書類	1 支出済額内訳書（別紙1） 2 領収証その他の対象経費を支払ったことを確認できる書類の写し 3 マッチングが成立したことを確認できる書類 （求人申込年度に限る。） 4 次に掲げる書類の写し（受入れ年度に限る。） ア ハローワークに提出した雇用保険被保険者資格の取得届出書 又は外国人雇用状況の届出書の写し イ 雇用契約書の写し 5 その他（ ）		

(別紙1)

支出済額内訳書

受入れ機関(法人)名 _____

受入れ施設名 _____

区 分	対象経費 支出済額(※1)	積算内訳	補助基準額に係る 支出済額(※2)	積算内訳
	円		円	
求人申込手数料				
現地合同説明会 参加に係る一部 負担金				
あっせん手数料				
滞 在 管 理 費				
送り出し調整機 関に対する手数料及び送り出し 国の健康診断実 施機関への支払 い金				
介護導入研修に 係る費用				
日本語研修の一 部負担金				
合 計				

(※1) 要綱第5条第1項に規定する費用のうち、申請を行う年度の区分に応じ、同条第2項各号に掲げる期間に要した費用を記載する。

(※2) 対象経費支出済額のうち、要綱第5条第3項に規定する範囲の額を記載する。

上記の積算額は、(税込額 ・ 税抜額) である。

第5号様式

船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で実績報告のあった事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、船橋市EPA介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱第13条の規定により、通知します。

決定年月日	年月日	番号	第 号
補助年度	年度		
受入に係る年度の別 (該当するものに○)	(1) 求人申込年度	(2) 受入れ年度	
交付決定額	円		
交付確定額	円		

船橋市長 あて

船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金に係る
消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

受入れ機関（法人）名

受入れ機関（法人）住所

代表者職・氏名

年 月 日付け第 号で交付確定のあった 年度船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金について、船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金交付要綱第16条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1. 補助金交付確定額

金 _____ 円

2. 消費税額の申告により確定した船橋市E P A介護福祉士候補者受入事業費補助金に係る仕入控除税額（補助金返還相当額）

（※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること）

金 _____ 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3. 添付書類

・返還額算出シート

（申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要。）

・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり